平成２３年（フ）第１７２号
栃木県足利市赤松台１丁目９番地５
債務者　大越　礼子
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５２号
川崎市川崎区渡田向町26番11号、前住所東京都品川区大井５丁目７番11号　松本荘202
債務者　高山　竜二
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
川崎市宮前区鷺沼４丁目10番地22　ブラウンズハウス202、前住所川崎市宮前区鷺沼２丁目６番地３　クレール鷺沼303
債務者　樋渡　裕子
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―315
債務者　高野めぐみ
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
東京都町田市小山町3542番地25コーポヒグチ201
債務者　杉山　和弘
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８５号
横浜市金沢区六浦１丁目９番49号
債務者　福原　恒夫
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８８号
横浜市南区南太田４丁目22番10号
債務者　佐藤　信二
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第１６９２号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字北側１番地１、住民票上の住所愛知県半田市南末広町75番地　ファミリアーレ知多半田1107号室
破産者　門司　俊一
１　主文　当裁判所が平成24年１月24日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県半田市南二ツ坂町１丁目４番地の６　フォレスト山代Ｂ101、住民票上の住所愛知県半田市南末広町75番地　ファミリアーレ知多半田1107号室」とあるのを「愛知県知多郡武豊町大字冨貴字北側１番地１、住民票上の住所愛知県半田市南末広町75番地　ファミリアーレ知多半田1107号室」と更正する。
２　決定年月日　平成24年２月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２１０３号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目37番地４
破産者　有限会社瑞穂工務店
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０６０号
大阪府東大阪市本庄西１丁目２番33号
破産者　株式会社アサイ
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７号
奈良市藤ノ木台２丁目16番８号
破産者　都産業株式会社
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
北海道稚内市港４丁目１番３号
破産者　佐藤水産株式会社
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
北海道留萌市錦町１丁目５番26号
破産者　株式会社誠文堂書店
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
北海道留萌市錦町１丁目５番26号
破産者　有限会社留萌ブックス
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
群馬県太田市東今泉町311番地
破産者　有限会社梅沢製作所
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６１７号
横浜市神奈川区鈴繁町４番地
破産者　横浜リエゾン株式会社
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部